

船舶事故等調査報告書

平成24年7月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第64号	
事故等種類	衝突（灯浮標）	
発生日時	平成24年3月9日 21時58分ごろ	
発生場所	愛媛県今治市伯方島南東方沖の備後灘航路第2号灯浮標 （概位 北緯34°10.6′ 東経133°11.5′）	
事故等調査の経過	平成24年4月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 耕 <sup>こうしん</sup> 伸丸、499トン 132398、有限会社	
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	本船 船首部に擦過傷 灯浮標 構造物に擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、伯方島南東方沖を備後灘の推薦航路線に沿って南西進中、単独で船橋当直を行っていた船長が、海図台で海図の記入作業を行っていたところ、平成24年3月9日21時58分ごろ備後灘航路第2号灯浮標に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、伯方島南東方沖の備後灘推薦航路線に沿って南西進中、船長が、海図の記入作業を行い、見張りを行っていなかったことから、備後灘航路第2号灯浮標に向かって航行し、同灯浮標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、伯方島南東方沖の備後灘推薦航路線に沿って南西進中、船長が見張りを行っていなかったため、備後灘航路第2号灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・単独で船橋当直を行う場合、適切な見張りの妨げとなる行為はできる限り行わないこと。	